**未収金回収業務委託　公募仕様書**

本仕様書は、「未収金回収業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めものである。

１．業務目的

沼津市立病院の回収困難となった診療費未収債権について回収業務を弁護士事務所に委託することにより回収を円滑かつ効率的に図るとともに未収金発生の抑制を図ることを目的としている。

２．業務対象

　債権回収を委託する業務対象は次のとおり

①　今後も委託者の督促により回収が見込めない未収金（時効債権も含む）。

②　患者の転居、死亡等により請求先が不明となっている未収金。

③　その他、委託者での請求の継続が適当でないと認められる未収金。

３．回収業務の実施体制

事務スタッフの多寡は問わないが、責任者は弁護士とする。

４．業務内容

　 （１）督促業務

　　　　 ・文書と架電による督促。

　　　　 ・債務者または債務者の関係者から請求に係る相談等の問い合わせ。

・債務者等の転居等により請求先が不明の場合、当該市町村に住民登録の異動情報等の照会。

（ただし、住民登録の照会方法は受託者へ一任する。）

・債務者の死亡時における相続人調査。

　　（２）領収書の交付

　　（３）実績報告及び回収金の振込

　　　　ア．受託者は回収の実績について、毎月末日時点で締め翌月5日までに、委託者に対して入金

状況を示す書類と共に電子データで報告すること。

受託者は回収金を毎月末日時点で締め、翌月の10日（該当日が土曜日および日曜日ならびに

国民の祝日に当たる場合はその翌日）までに委託者の指定する金融機関口座に振込むこと。

なお当該振込みに係る手数料は受託者の負担とする。

イ．報告書は受託者指定のフォーマットを使用するものとし、委託者が様式変更を希望する場合に

は、内容に応じた手数料を受託者に支払うものとする。

　　　　ウ．債務者等からの入金方法は原則として受託者が指定した銀行口座への振込とする。

　　　　　　なお、債務者等から受託者に現金書留郵便等による送金または現金の持参があった場合は、

受託者は速やかに指定口座に入金する。

５．請求停止案件について

（１）債務者が支払の意思表示を示さない場合は、受託者は、請求を停止し委託者に案件を返却する

こと。

（２）督促調査の結果、破産、当該債務者等が死亡かつ相続人の相続放棄（最も優先順位の高い相続

人が相続放棄をした場合）等、請求の継続が不可能および困難であると判断したもの。

（３）受託件数の減少等を理由に、督促継続によって受託者に不利益が生じる見通しが立った場合については、委託者に確認し双方の合意をした上で、請求を停止し委託者に案件を返却することができる。

６．回収金額

受託者が回収したとみなす金額については次にあげるものの総和をいい、その他のものについては受託者が回収した金額とは認めない。

ア．本契約期間中に受託者が回収した金額

イ．本契約期間中に受託者の成果により直接委託者に支払われた金額

ウ．受託者の請求開始後に第三者機関（保険者等）から直接委託者に支払われた金額

７．個人情報保護

個人情報保護に係る取扱いは「個人情報取扱特記事項」のとおりとし、受託者はその取扱いの重要

性を認識し、本業務を実施するものとする。

８．契約期間

本契約開始日から令和７年３月３１日まで

９．業務報酬等

（１）手数料の計算

本業務により受託者及び委託者あてに入金された額に成功報酬率を乗じた額のみとする。（算出

の結果、１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）

（２）その他費用

所在調査等に要する費用（住民票、戸籍附票、郵便代等）及び相続人調査等に要する費用は受託

者負担とする。ただし、裁判等に要する費用（郵便、登記証明発行手数料、印紙、予納郵券、各種

調査費、交通費、強制執行時関連費用代等）に限り、別途委託者が支払うものとする。

１０．留意事項

（１）法令遵守

ア．受託者は、委託者の代理人として良識のある行動と善良なる態度で業務を実施するものとし、

債務者（患者）及び利害関係人その他から、苦情等が出されないよう注意を払うこと。

イ．受託業務の実施にあたっては、この仕様書に定める他、弁護士法を遵守すること。

（２）苦情処理

ア．債務者（患者）及び第三者からの苦情については、受託者において対応すること。

　　　 イ．苦情の内容及びその対応については記録しておき、委託者に速やかに報告すること。

（３）安全確保及び損害賠償

ア．業務の実施にあたり、受託者及び回収担当者は安全（傷害、盗難等）の確保に万全の注意を

払うこと。

また、受託者及び回収担当者が民法第416条に基づく損害（以下「損害」という。）を受けたと

きは、委託者に責任がある場合を除いて補償しません。

イ．業務の実施にあたり、受託者及び回収担当者は委託者、債務者（患者）、第三者に損害を与え

ないように注意すること。また、受託者及び回収担当者の故意又は過失により委託者、債務者

（患者）、第三者に損害を与えた場合には、直ちに委託者に報告すると共に、受託者がその損

害を賠償すること。

ウ．賠償方法は、民法第417条に基づき履行すること。

（４）書類保管

ア．法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

イ．契約期間が終了した場合には、委託者から貸与した書類等を返還すること。